

令和6年11月20日発行

I 【重要】令和6年度介護保険事業者等集団指導について

令和6年9月20日発行の「介護インフォメーション'24 Vol. 6」でご案内したとおり、今年度の集団指導はホームページへの資料掲載と説明動画の限定公開にて実施いたします。

つきましては、資料の一部をホームページに掲載し、説明動画を公開しましたのでお知らせいたします。

掲載資料の確認と説明動画の視聴が終わりましたら、「ながの電子申請サービス（長野県）」により受講報告をお願いいたします。

なお、今年度は、サービス別に受講状況を確認しますので、サービスごとに受講報告をお願いいたします。

また、保健医療機関や保険薬局等の、みなし指定が適用となっている事業者についても対象としています。

●掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ ○令和6年度介護保険事業者等集団指導について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shudanshido/r6shudanshido.html>

※上記掲載先にある「令和6年度介護保険事業者等集団指導について」をクリックすると各種資料が確認できます。

●受講報告 URL（ながの電子申請サービス（長野県））

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48178

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 介護業務に使用できる多言語翻訳機の導入支援について

県では、「令和6年度長野県外国人介護人材受入促進事業」として、外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を行っています。

ご希望する場合は下記URLにて詳細をご確認いただき必要書類をご提出ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

III 外国人介護人材確保のアドバイザーを派遣のご案内

長野県社会福祉協議会では「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」に、外国人介護人材確保に関するメニューを加えました。1法人につき5回まで（来年3月までの年度内）利用できますので、外国人の介護人材確保を検討している事業所は、是非ご活用ください。

1 アドバイザー派遣経費 無料

2 申し込み方法

次のURL、もしくは2次元コードからお申込みください。

<https://forms.gle/aoxSEVFoNkims6WL8>

3 その他

(1)アドバイザーの派遣は、申込から1ヶ月程度掛かります。

(2)この事業では外国人介護人材確保のほか、以下の内容についても対応できます。

運営管理	会計・税務
労務管理・人材定着	法務
介護職場の業務診断	職場における心の健康づくり
キャリアパス構築・人材育成	BCP(事業継続計画)策定



(3)この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決に助言するものです。アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもってご判断ください。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyu.or.jp

IV 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025 年 1 月 1 日 ～ 2025 年 1 月 31 日	2024 年 11 月 11 日 ～ 2024 年 12 月 10 日
2025 年 2 月 1 日 ～ 2025 年 2 月 28 日	2024 年 12 月 11 日 ～ 2025 年 1 月 10 日

※令和6年(2024年)11月及び12月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできません。ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp